

**登録コンクリート圧送基幹技能者登録講習・試験を受講される方への助成金のご案内  
人材開発支援助成金[建設労働者技能実習コース]【経費助成／賃金助成】**

「登録コンクリート圧送基幹技能者登録講習・試験」を従業員に受講させた事業主の方に対して、受講者の受講料および賃金に係る助成金制度が利用できます。

**1. 受給できる建設事業主**

- 中小建設事業主
- ・資本金の額もしくは出資の総額が 3 億円以下、または常時雇用する労働者数が 300 人以下の建設事業主
  - ・「建設の事業」の雇用保険料率（令和4年度における雇用保険料率 12.5/1,000(4～9月)、16.5/1,000(10～3月))の適用を受ける建設事業主
- ※建設の事業以外の事業主の方は労働局にお問い合わせください。

**2. 支給要件**

雇用している雇用保険被保険者である従業員に、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。従業員の所定労働時間外または所定労働日以外の休日に技能実習を受講させた場合は、通常の賃金に加えて所定の割増をした額の賃金以上の額を支給することが必要です。

**賃金の支払いについて**

事業主が労働者に本助成金の対象となる訓練等を受講させるためには、事業主から労働者に対し、訓練等の受講にかかる業務命令が行われることとなります。

業務命令により労働者に訓練等をさせることは、労働者を労働に従事させたこととなり、労働の対価として賃金の支払いが必要となります。本助成金の申請にあたり、賃金台帳等により賃金の支払いが確認できない場合は助成を行うことができませんのでご注意ください。

**3. 助成金額**

経費助成	
雇用保険被保険者数 <u>20 人以下</u> の中小建設事業主	講習・試験料、および教材費の 3/4
雇用保険被保険者数 <u>21 人以上</u> の中小建設事業主	①35 歳未満の労働者について 講習・試験料、および教材費の 7/10 ②35 歳以上の労働者について 講習・試験料、および教材費の 9/20

(前頁から続く)

#### 賃金助成

雇用保険被保険者数  
20人以下の中小建  
設事業主

8,550円(※9,405円)／1人・1日あたり  
※受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

雇用保険被保険者数  
21人以上の中小建  
設事業主

7,600円(※8,360円)／1人・1日あたり  
※受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

注)生産性要件を満たした場合は、助成額が増額されます。3頁をご覧ください)

#### 4. 申請の手続き

※登録基幹技能者講習実施機関での受講のため、**計画届の提出は不要**です。

##### ① 登録コンクリート圧送基幹技能者登録講習・試験の受講 (8/27～8/30)

講習の最終日(8/30)の修了式で、認定講義修了証書をお渡しいたします。助成金の申請に必要な証明書になりますので、受講者からお受取りください。

##### ② 全圧連事務局宛に必要な書類を送付

講習・試験終了後に、

- ① 「受講者名簿及び人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書」(書類左上に「建技様式第3号別紙1」と書かれている横型の書類)
- ② 「技能実習委託契約書」(書類左上に「建技別様式第3号」と書かれているたて型の書類)

上記書類①・②について、記入例を参考にご作成の上、全圧連事務局までお送りください。  
全圧連にて上記①・②に押印後、「受講料領収書」とともにご返送いたします(全圧連に到着後、返送物到着まで10日程度かかる場合がありますので、お早めのご手配をお願いいたします)。

##### ③ 労働局に助成金申請書類を提出 (提出期間:講習終了後~原則2か月以内)

講習を終了した日の翌日から起算して原則 2ヶ月以内に、必要書類一式を所轄の労働局に提出してください。

支給申請に必要な書類は、各都道府県労働局によって異なる場合があります。所轄都道府県の労働局にてご確認ください。

所轄の労働局のホームページから支給申請チェックリストをダウンロードしてお使いいただくか、所轄の労働局にお問い合わせのうえ、ご提出ください。

## 生産性を向上させた場合、助成額が増額されます

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた建設事業主に対して助成額を増額します。(※1)

次の方法で計算した「生産性要件」を満たすことが要件となります。

訓練開始日が属する会計年度の前年度の「生産性」と、その3年度後の会計年度の生産性を比較し、6%以上伸びていること。

### 【「生産性」の計算方法】

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

(「日雇労働被保険者」や「短期雇用特例被保険者」を除きます。)

※「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

## (参考) 生産性要件の算定について

- 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。  
ダウンロードはこちらから  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- なお、生産性要件を満たした建設事業主が増額された助成額での支給申請を行う場合は、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類（「損益計算書」、「総勘定元帳」などの提出が必要となります。
- 助成額の増額を受けない場合、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類の提出は必要ありません。

**(参考) 厚生労働省[建設事業主等に対する助成金]関連ページ**

詳しい内容や具体的な必要書類、手続きにつきましては、厚生労働省ホームページ内の以下の URL をご参照いただくとともに、各都道府県の労働局にお問い合わせください。

◇建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html)

◇建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード（令和4年度）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00012.html)

◇生産性要件について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

◇都道府県労働局 所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>